

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月21日
【報告者の氏名又は名称】	メメック・グループ・リミテッド (Memec Group Limited)
【報告者の住所又は所在地】	英国 SG1 2EFハートフォードシャー州 ミードウェイ テクノロジーパーク、 スティーブニッジ、ラザフォード・クローズ アヴネット・ハウス (Avnet House, Rutherford Close, Meadway Technology Park, Stevenage Hertfordshire SG1 2EF United Kingdom)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中村 さおり / 同 合田 久輝
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 伊藤 見富法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 3214-6522
【事務連絡者氏名】	弁護士 中村 さおり / 同 合田 久輝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、メメック・グループ・リミテッドを指し、「対象者」とは、インターニックス株式会社を指します。

(注2) 本書中の表で計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計欄の数値は必ずしも計数の総和と一致しない場合があります。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含む。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含む。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

インターニックス株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

対象者の平成17年6月21日開催の第35期定時株主総会及び同年8月17日開催の取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

(3)【公開買付期間】

平成24年7月6日（金曜日）から平成24年8月20日（月曜日）まで（31営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本書記載の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）においては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,500,696株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（8,930,427株）が買付予定数の下限（6,500,696株）に達したため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年8月21日に報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	8,930,427（株）	8,930,427（株）
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-
合計	8,930,427	8,930,427
（潜在株券等の数の合計）	（ - ）	（ - ）

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	89,304
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(g)	96,807
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	91.59

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者の平成24年6月25日提出の第42期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権及び単元未満株式のいずれも本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(9,903,800株)に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的となる株式数(65,700株)を加えた数から、上記有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数(218,945株)を控除した株式数(9,750,555株)に係る議決権の数である97,505個を分母として計算しております(なお、対象者の単元株式数は100株です。)

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。